

畜産高温対策支援事業実施要領

令和6年12月26日付け6畜第716号 農林水産部長通知

第1 趣旨

知事は、記録的な猛暑の影響による畜産物の品質低下等の深刻な被害が発生する中、畜産経営の継続・発展に資するため、高温対策機器の導入等に取り組んだ畜産事業者等に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

第2 事業の内容等

本事業の補助対象事業、補助対象機器等、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）、補助要件、補助率及び補助上限額については、別表のとおりとする。

第3 事業の実施等

1 交付申請

補助金の交付申請を行おうとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、規則第5条の規定により、補助金交付申請書兼実績報告書（別記第1号様式）を作成し、京の畜産応援隊地域応援隊（以下「地域畜産応援隊」という。）の確認を得た上で、知事に提出するものとする。

2 交付決定等

知事は、前項の補助金交付申請書の内容を精査し、適当と認めるときは、申請者に対して規則第6条に規定する補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び規則第14条に規定する補助金の額の確定を同時に行うものとする。ただし、交付決定の前において申請者に対し、補助金交付申請書の補正を指示することがある。

3 実績報告

規則第13条の規定による実績報告については、補助金交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和7年2月末日までとする。

第5 財産の管理及び処分

補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用が増加した財産（以下「取得財産」という。）について、別紙3による取得財産管理台帳を備え、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数とし、同条第2号に規定する知事が定める取得財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。
- 補助事業者は、前項に定める期間内において、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しようとするときは、別記第2号様式による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

第6 書類の提出

この要領に基づき知事に提出する書類は、申請者又は補助事業者の主たる事務所又は運営する農場が所在する市町村を管轄する京都府広域振興局長（ただし京都市、向日市、長岡京市及び乙訓郡大山崎町にあっては知事）に提出するものとする。

第7 その他

規則及びこの要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要領は令和6年12月26日から施行し、令和6年度事業から適用する。

【別表】

補助対象事業	畜産事業者等が令和6年度の猛暑に備えるとともに、畜産経営の継続・発展を図るために実施した高温対策機器の導入等
補助対象機器等	<p>1※ 家畜の健康維持、畜産物の品質向上にかかる高温対策機器及び飼料添加物の導入 換気扇、扇風機、ミスト、ビタミン剤、鋳塩、カルシウム剤、重曹等</p> <p>2※ 暑熱時における北海道預託及び受胎率向上にかかる取組</p> <p>3 その他知事が特に認めるもの</p> <p>※1に掲げる取組については令和6年4月から9月まで、2に掲げる取組については令和6年7月から9月までに実施した取組を対象とする。</p>
補助対象者	<p>京都府内に主たる生産・経営基盤を持つ畜産事業者又は畜産事業者等が組織する団体。 なお、畜産事業者が府内に複数の農場*を所有する場合は、その経営体を1事業者として取り扱うこととする。</p> <p>※農場とは、組織的な畜産経営を行うために土地と畜舎、機具等を備えた場所であり、かつ専任の労働者が1名以上従事する場所とする。</p>
補助要件	<p>次に掲げるすべての要件を満たしていること。</p> <p>1 地域畜産応援隊による指導及び助言のもと事業を実施すること。</p> <p>2 他の事業と重複申請とならないこと。</p> <p>3 令和7年2月末日までに交付申請書を提出すること。</p>
補助率及び補助上限額	<p>1 補助率 1／2以内（消費税及び地方消費税は補助対象外、1,000円未満切り捨て）</p> <p>2 補助上限額 1 補助対象者当たり500千円（税抜） ただし、補助対象者の飼養する家畜の頭羽数が次に掲げるいずれかの頭羽数を超えるときは、1,000千円とする。 （1）乳用牛 100頭 （2）肉用牛 100頭 （3）豚 500頭 （4）家きん 1万羽</p>

別記第1号様式（交付申請書兼実績報告書）

年 月 日

京都府知事 様

住所：
氏名：
（団体名及び
代表者氏名）
農場名：
電話番号：

令和6年度畜産高温対策支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

畜産高温対策支援事業実施要領第3の1の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 事業内容
事業内容（別紙1）のとおり
- 3 添付書類
 - （1）補助対象経費内訳書（別紙2）及び根拠資料（※）
※根拠資料：契約書又は発注書、納品書、請求書及び領収書（請求及び支払済の場合）の写し
 - （2）導入した機器等の写真（全景、型番プレート等）
 - （3）取得財産管理台帳（別紙3）
 - （4）補助金の振込先口座がわかる書類（通帳の写し）（※）
※申請者名義のものとしてください。口座名義、金融機関、口座番号が確認できるよう、見開きのページをコピーしてください。
 - （5）その他、知事が必要と認める書類

第2号様式（取得財産処分承認申請書）

年 月 日

京都府知事 様

住所：
氏名：
(団体名及び
代表者氏名)
農場名：
電話番号：

令和6年度畜産高温対策支援事業補助金に係る取得財産処分承認申請書

年 月 日付け京都府指令 第 号で交付決定のあった上記事業に関し、下記のとおり財産を処分したいので、畜産高温対策支援事業補助金実施要領に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

畜産高温対策支援事業 【事業内容】

申請者	住所	
	氏名： (団体名及び代表者氏名)	
	農場名：	
	電話番号：	
	畜種	
	飼養頭羽数	
	年間販売金額 (円)	

伴走支援を行ったもの (京の畜産応援隊)	所属	
	職名	
	氏名	

1 事業内容

--

2 事業実施の必要性、効果

--

3 導入した機器等情報

補助対象経費内訳書(別紙2)のとおり

4 事業着手日及び完了日

事業着手日 令和 年 月 日

事業完了日 令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
府補助金					
自己資金					
その他					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
府補助金					
自己資金					
その他					

注) 消費税相当額は、自己資金へ含めること。

畜産高温対策支援事業 補助対象経費内訳書

申請者名:

※色付きセルは自動入力

(単位: 円)

証憑番号	経費名称	支払先	支出年月日	単価(税抜)	数量	単位	消費税率(%)	金額(税込)	金額(税抜)	補助対象経費	備考
計											見かけの補助率 #DIV/0!

補助上限
(円)

※農場の飼養頭羽数に応じた補助上限を記載

- ※経費ごとに記載し、必要に応じて行を増やしてください。
- ※単位は適宜記入してください(一式の場合は、数量に「1」、単位に「式」と記入してください。)
- ※金額(税込)と金額(税抜)は証憑と一致させてください。
- ※補助対象経費は、証憑に記載された金額のうち本補助金の対象となる金額を記載してください。
(金額(税抜)と同額になる場合が多いですが、補助対象外の経費を含む場合(期間内に使用しなかったものなど)を含む場合は、その分を減額してください。)

(単位: 円)

事業費(税込)		負担区分		
補助対象経費(税抜)		府補助金*	自己資金(消費税相当額含む)	その他(融資)

- * 補助対象経費(税抜)の1/2の金額が補助上限額以上の場合は、上限額を記載
- * 補助対象経費(税抜)の1/2の金額が補助上限額未満の場合は、当該金額(千円未満切り捨て)を記載

取得財産管理台帳

事業名:畜産高温対策支援事業				事業実施年度:令和6年度								
事業の内容				取得時期	経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要
事業主体	名称	機種・形式	設置場所		事業費 (円)	負担区分		耐用年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
					<small>(財産・備品購入費 のみ)</small>	<small>補助金(財産・備品 購入費のみ)(円)</small>	その他 (円)					

- (注) 1 機器等取得については、1件の取得価格が50万円以上(税込)のものを記載すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。